

2007年9月30日より施行されたばかりの『金融商品取引法』。  
金融・投資に関する、今最も注目されるこの法律を「金融商品って何？」という  
基本的な疑問から分かりやすくご紹介します。

#### ◆様々な「金融商品」

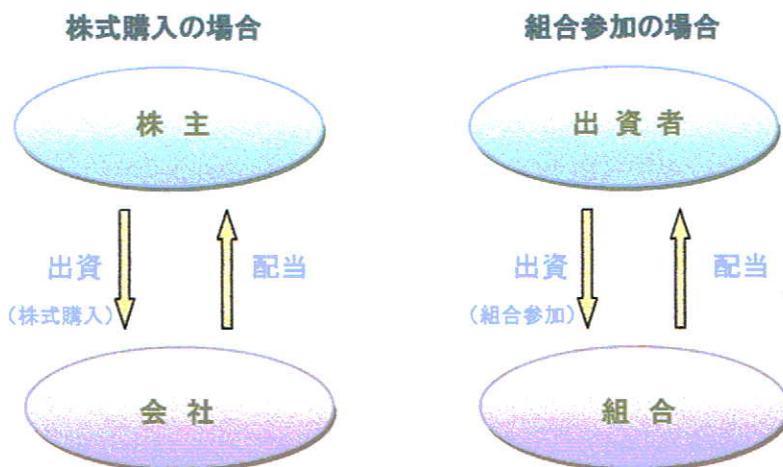
…株式・投資信託・外貨為替 etc...

たとえばよく聞く株や投資信託から、その他にも外貨、有価証券といった銀行や証券会社  
などが取り扱う商品を広く取りまとめて『金融商品』と呼びます。

・こんな金融商品も…

<組合の配当の権利>

会社がお金を集めるために発行する株式、それを買った投資家を株主といい、会社の運営  
に参加します。株主は会社が儲かればその利益の一部を配当として受け取る権利がありま  
す。これに対して、組合の中にも同様に組合員（出資者）から集めたお金で事業を行いそ  
の利益の一部を配当とするようなものがあります。つまりこの場合、「会社と株主」と「組  
合と出資者」の関係はとてもよく似ています。



そのため次の条件のとき、組合契約に基づく権利もまた株の配当権利と同様であるとして、  
「有価証券」とみなす→みなし証券とされることになっています。

その条件とは…

- ①出資者による金銭などの出資があること
  - ②出資された金銭で事業が行われること
  - ③出資者は事業から配当をもらう権利があること
- などです。また同様にみなし証券には、信託受益権や合同会社の社員権が含まれます。これらもすべて「金融商品」です。

◆もとは『証券取引法』？→『金融商品取引法』へ。

…といっても、なにがどう違うの??

・たとえばこんな変化があるんです…

今流行の資産運用や株取引。あなたが株式や投資信託を買ってみたいと思ったら、これまではそれぞれ買いたい金融商品ごとに専門店が決まっていた。

金融商品	購入できる専門店
有価証券	証券会社
外国為替	金融先物取引業者
抵当証券	抵当証券業者

新たな『金融商品取引法』では…

金融商品	購入できる専門店
有価証券	投資助言や資産運用が
外国為替	金融商品取引業者
抵当証券	ですべて可能に！

…でもこれって何の為なの??

投資商品や投資サービスをひとつの専門店にまとめてその上必要なアドバイスを得られるようになりました。

『金融商品取引法』とはひとえに、**投資家保護のための法律** なんです！！

◆投資家ってだれのこと？

…株式や投資信託などに投資しているあなたです。

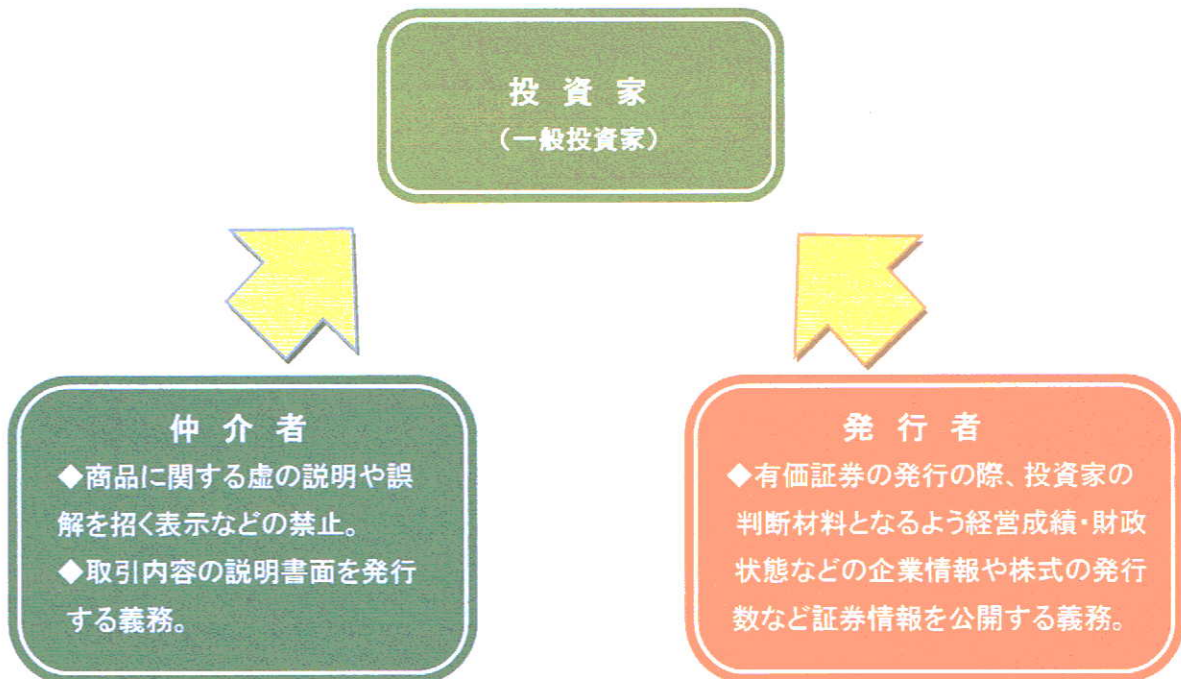
・『金融商品取引法』には次のような三つの立場があります。

**発行者**：株式・投資信託などの有価証券を発行する会社。

**仲介者**：有価証券の販売や株式の売却などを株式の発行者と投資家、また投資家と投資家の間に立って取引を成立させる会社や人（証券会社など）。

**投資者**：有価証券の購入やファンドへの投資をする会社や人。

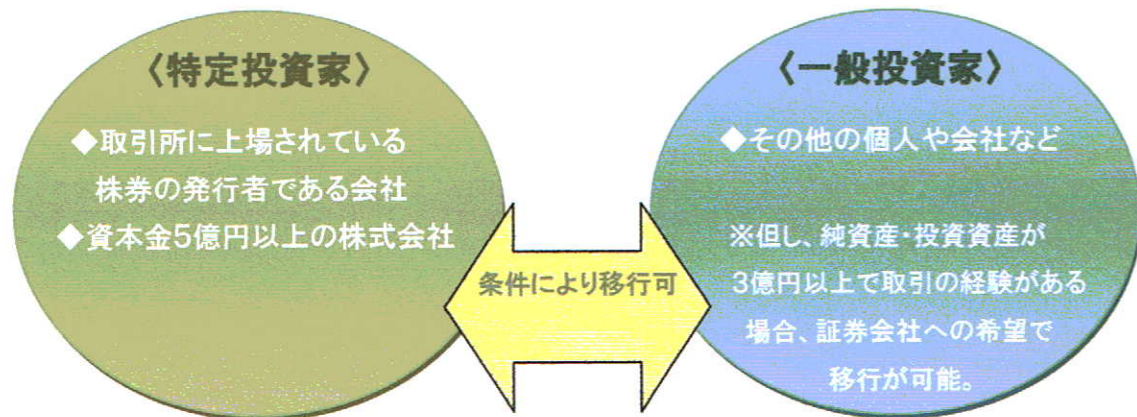
投資家を保護するため、『金融商品取引法』ではこんな義務が定められています。



・ただし、これは投資家が「一般投資家」である場合です。取引の知識が豊富なプロの投資家「特定投資家」に対してはこの限りではありません。  
では、次に二つの投資家のタイプを見てみましょう。

◆ 〈特定投資家〉と〈一般投資家〉

…あなたはどのタイプの投資家？



- ・取引に関する説明は省略される。
- ・プロ向けの商品・サービスの購入が可能。

- ・証券会社は取引の説明が義務。

・こうした投資家の知識・経験・財産に応じた異なる規制「**規制の柔軟化**」も『金融商品取引法』の特徴です。